

令和3年第3回市会定例会 議案等提出一覧

I 一般議案 37件

- | | | | |
|---|----------------------|-----|---|
| 1 | 地方自治法第180条に基づく専決処分報告 | 7件 | 市営住宅明渡等請求事件に係る訴えの提起、市営住宅使用料支払請求即決和解事件に係る和解及び市営住宅使用料支払請求調停事件に係る調停についての専決処分報告ほか6件 |
| 2 | 諮問 | 1件 | 道路占用料徴収処分に係る審査請求に関する諮問 |
| 3 | 条例の一部改正 | 6件 | 横浜市中央卸売市場条例の一部改正ほか5件 |
| 4 | 道路の認定廃止 | 1件 | 夢見ヶ崎第7号線等市道路線の認定及び廃止 |
| 5 | 意見の提出 | 1件 | 県道の路線の認定及び廃止に関する意見提出 |
| 6 | 財産の取得 | 2件 | 道路用の土地の取得ほか1件 |
| 7 | 和解 | 1件 | 横浜市立小学校の避難訓練中における傷害事故についての和解 |
| 8 | 指定管理者の指定 | 10件 | スポーツ施設の指定管理者の指定ほか9件 |
| 9 | 契約の締結 | 8件 | 本牧市民プール再整備事業契約の締結ほか7件 |

II 予算議案 6件

- | | | | |
|---|----------------------|----|--------------------------------------|
| 1 | 繰越計算書等報告 | 3件 | 令和2年度横浜市繰越明許費繰越計算書報告ほか2件 |
| 2 | 地方自治法第179条に基づく専決処分報告 | 2件 | 令和3年度横浜市一般会計補正予算（第3号）についての専決処分報告ほか1件 |
| 3 | 補正予算 | 1件 | 令和3年度横浜市一般会計補正予算（第5号） |

合計 43件

令和3年9月3日発送

令和3年9月10日提出

お問合せ先

(一般議案について) 総務局総務課長	田中敦	Tel 045-671-2046
(予算議案について) 財政局財政課長	飯島龍	Tel 045-671-2230

I 一般議案

件名	概要
1 地方自治法第180条に基づく専決処分報告（7件）	
市報第9号 市営住宅明渡等請求事件に係る訴えの提起、市営住宅使用料支払請求即決和解事件に係る和解及び市営住宅使用料支払請求調停事件に係る調停についての専決処分報告	市営住宅使用料の滞納に係る訴えの提起、和解及び民事調停 ①訴えの提起 件数: 1件 総額: 約8,140千円 ②和解の成立 件数: 17件 総額: 約2,940千円 平均: 約173千円/件 ③調停の申立て 件数: 3件 総額: 約695千円 平均: 約232千円/件
市報第10号 自動車事故等についての損害賠償額の決定の専決処分報告	法律上本市の義務に属する損害賠償額の決定 健康福祉局 1件 環境創造局 1件 資源循環局 18件 道路局 7件 消防局 8件 教育委員会事務局 2件 中区 1件 保土ヶ谷区 1件 戸塚区 1件 泉区 1件 合計: 41件 総額: 約7,879千円 平均: 約192千円/件
市報第11号 訴えの提起の専決処分報告	件数: 6件 総額: 約5,606千円 ※各事件については6～7頁参照
市報第12号 和解の専決処分報告	民事訴訟法に基づく訴訟上の和解 (事件概要) 本市が区分所有していた戸塚西口共同ビルの区画において発生した漏水事故に係る損害の賠償等を求められた (和解内容) 本市が、原告に対し、本件ビルの共用部分及び本市が区分所有している部分の維持管理方法等について本件ビルの管理組合と協議し、並びに本件ビルを含めた地域の発展に資するよう法令及び適正な行政運営の範囲内において協力することを約する 等 (専決年月日) 3年7月13日
市報第13号 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部改正についての専決処分報告	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係規定の整備 (内容) 第14条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第8号」を「第19条第9号」に改める (専決年月日) 3年8月5日
市報第14号 横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についての専決処分報告	災害対策基本法の一部改正に伴う関係規定の整備 (内容) 第9条第2項中「、避難勧告」を削る (専決年月日) 3年7月15日
市報第15号 横浜市手数料条例の一部改正についての専決処分報告	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴う関係規定の整備 (内容) 第2条第16号を削除する 等 (専決年月日) 3年7月21日
2 諮問（1件）	
諮問市第1号 道路占用料徴収処分に係る審査請求に関する諮問	横浜市長が、2年4月7日に道路法第39条第1項の規定に基づいて行った道路占用料の徴収処分による道路占用料の額を減額する裁決を求める審査請求 (審査請求人) 中区在住の市民 (諮問内容) 棄却 (根拠法令) 地方自治法第229条第2項 (議会への諮問)

3 条例の一部改正（6件）	
市第 22 号議案 横浜市中央卸売市場条例の一部改正	(内 容) 中央卸売市場本場鳥卵部を廃止する (施行日) 規則で定める日
市第 23 号議案 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う関係規定の整備 (内 容) ①「児童自立支援専門員養成所」を「人材育成センター」に改める ②乳児院等の長の資格に係る従事した業務について「児童福祉事業」及び「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める (施行日) 4年4月1日 等
市第 24 号議案 公衆浴場法施行条例の一部改正	(内 容) ①公衆衛生上の危害の発生をより一層防止するため、浴槽水の消毒に係る衛生措置の基準を規則で定めることとする ②混浴制限の年齢を「10歳以上」から「おおむね7歳以上」とする 等 (施行日) 4年4月1日 等
市第 25 号議案 横浜市建築基準条例の一部改正	(内 容) 既存不適格建築物について用途の変更をする場合に適用される制限の一部を緩和する 等 (施行日) 公布の日 ※8頁参照
市第 26 号議案 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正	地区計画の都市計画決定に伴う建築物等の制限の追加 (内 容) 青葉鴨志田西地区地区計画の都市計画決定に伴い、地区整備計画区域内における建築物の構造等に関する制限を定める (施行日) 公布の日
市第 27 号議案 横浜市屋外広告物条例の一部改正	(内 容) 広告物活用地区における活力ある街並みの形成等に特に寄与する行事等のための屋外広告物の掲出について、市長との協議が成立したときは許可を受けたものとみなす協議制度を新設する 等 (施行日) 4年4月1日 等
4 道路の認定廃止（1件）	
市第 28 号議案 夢見ヶ崎第7号線等市道路線の認定及び廃止	(認 定) 夢見ヶ崎第7号線など13路線 (廃 止) 北寺尾第173号線など23路線 合計36路線
5 意見の提出（1件）	
市第 29 号議案 県道の路線の認定及び廃止に関する意見提出	県道の路線を認定し、及び廃止することについて同意する旨の意見を神奈川県知事に提出する (認 定) 戸塚亀井野 (廃 止) 菖蒲沢戸塚
6 財産の取得（2件）	
市第 30 号議案 道路用の土地の取得	環状2号線ほか2路線の道路用の土地を買い入れる (所 在) 神奈川区三枚町字西ノ脇3番の7の一部 ほか (地 積) 45,716.74㎡ (相手方) 一般財団法人横浜市道路建設事業団 (金 額) 約31,998,524千円 (単価: 約700千円)
市第 31 号議案 高規格救急車の取得	救急体制の充実を図るため、高規格救急車を取得する (内 容) 高規格救急車 (車両及びびぎ装) 14台 (更新11台、増車3台) (金 額) 223,300千円 (単価: 15,950千円)

7 和 解 (1件)

<p>市第 32 号議案 横浜市立小学校の避難訓練中における傷害事故についての和解</p>	<p>27年12月 1 日磯子区の横浜市立小学校における避難訓練の際、防火防煙シャッターが落下して児童を負傷させた事故についての和解 (相手方) 受傷児童 (和解条項) ①本市は和解金として2,252万円を支払う ②防火防煙シャッター事故及び学校内における事故の継続的な再発防止に努める 等</p>
---	---

8 指定管理者の指定 (10件)

<p>市第 33 号議案 スポーツ施設の指定管理者の指定</p>	<p>(名称) 本牧市民プール (中区本牧元町) (指定管理者) 本牧ベイパーク株式会社 (南区花之木町 2 丁目 26 番地) (指定期間) 本牧市民プール再整備事業により再整備する本牧市民プールの供用開始の日～15年 3 月 31 日 (関係議案) 市第 43 号議案</p>
--------------------------------------	--

<p>市第 34 号議案 市民文化会館の指定管理者の指定</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称 (施設所在地)</th> <th colspan="2">指定管理者</th> </tr> <tr> <td></td> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="215 795 614 918"> <p>市民文化会館関内ホール (中区住吉町)</p> </td> <td data-bbox="614 795 1093 918"> <p>かんないアート&メディアパートナーズ 株式会社 t v k コミュニケーションズ</p> </td> <td data-bbox="1093 795 1436 918"> <p>西区西平沼町 6 番 1 号</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 918 614 1075"> <p>吉野町市民プラザ及び岩間市民プラザ (南区吉野町及び保土ヶ谷区岩間町)</p> </td> <td data-bbox="614 918 1093 1075"> <p>吉野町・岩間アート&メディアパートナーズ 株式会社 t v k コミュニケーションズ</p> </td> <td data-bbox="1093 918 1436 1075"> <p>同</p> </td> </tr> </tbody> </table>	名称 (施設所在地)	指定管理者			名称	所在地	<p>市民文化会館関内ホール (中区住吉町)</p>	<p>かんないアート&メディアパートナーズ 株式会社 t v k コミュニケーションズ</p>	<p>西区西平沼町 6 番 1 号</p>	<p>吉野町市民プラザ及び岩間市民プラザ (南区吉野町及び保土ヶ谷区岩間町)</p>	<p>吉野町・岩間アート&メディアパートナーズ 株式会社 t v k コミュニケーションズ</p>	<p>同</p>		
名称 (施設所在地)	指定管理者													
	名称	所在地												
<p>市民文化会館関内ホール (中区住吉町)</p>	<p>かんないアート&メディアパートナーズ 株式会社 t v k コミュニケーションズ</p>	<p>西区西平沼町 6 番 1 号</p>												
<p>吉野町市民プラザ及び岩間市民プラザ (南区吉野町及び保土ヶ谷区岩間町)</p>	<p>吉野町・岩間アート&メディアパートナーズ 株式会社 t v k コミュニケーションズ</p>	<p>同</p>												
<p>(指定期間) 4年4月1日～9年3月31日</p>														

<p>市第 35 号議案 市民ギャラリーの指定管理者の指定</p>	<p>(名称) 横浜市民ギャラリー (西区宮崎町) (指定管理者) 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団/西田装美株式会社 共同事業体 代表者 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団 (中区山下町 2 番地) (指定期間) 4年4月1日～9年3月31日</p>
---------------------------------------	---

<p>市第 36 号議案 能楽堂の指定管理者の指定</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称 (施設所在地)</th> <th colspan="2">指定管理者</th> </tr> <tr> <td></td> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="215 1478 614 1556"> <p>横浜能楽堂 (西区紅葉ヶ丘)</p> </td> <td data-bbox="614 1478 1093 1556"> <p>公益財団法人横浜市芸術文化振興財団</p> </td> <td data-bbox="1093 1478 1436 1556"> <p>中区山下町 2 番地</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 1556 614 1635"> <p>久良岐能舞台 (磯子区岡村八丁目)</p> </td> <td data-bbox="614 1556 1093 1635"> <p>株式会社シグマコミュニケーションズ</p> </td> <td data-bbox="1093 1556 1436 1635"> <p>東京都港区芝 4 丁目 1 番 23 号</p> </td> </tr> </tbody> </table>	名称 (施設所在地)	指定管理者			名称	所在地	<p>横浜能楽堂 (西区紅葉ヶ丘)</p>	<p>公益財団法人横浜市芸術文化振興財団</p>	<p>中区山下町 2 番地</p>	<p>久良岐能舞台 (磯子区岡村八丁目)</p>	<p>株式会社シグマコミュニケーションズ</p>	<p>東京都港区芝 4 丁目 1 番 23 号</p>		
名称 (施設所在地)	指定管理者													
	名称	所在地												
<p>横浜能楽堂 (西区紅葉ヶ丘)</p>	<p>公益財団法人横浜市芸術文化振興財団</p>	<p>中区山下町 2 番地</p>												
<p>久良岐能舞台 (磯子区岡村八丁目)</p>	<p>株式会社シグマコミュニケーションズ</p>	<p>東京都港区芝 4 丁目 1 番 23 号</p>												
<p>(指定期間) 4年4月1日～9年3月31日</p>														

<p>市第 37 号議案 横浜みなとみらいホールの指定管理者の指定</p>	<p>(名称) 横浜みなとみらいホール (西区みなとみらい二丁目) (指定管理者) 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団 (中区山下町 2 番地) (指定期間) 4年4月1日～9年3月31日</p>
---	--

<p>市第 38 号議案 横浜市芸能センターの指定管理者の指定</p>	<p>(名称) 横浜にぎわい座 (中区野毛町) (指定管理者) 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団 (中区山下町 2 番地) (指定期間) 4年4月1日～9年3月31日</p>
---	--

市第 39 号議案

地域ケアプラザの指定管理者の指定

名 称 (施設所在地)	指 定 管 理 者	
	名 称	所 在 地
鶴見中央地域ケアプラザ (鶴見区鶴見中央一丁目)	社会福祉法人横浜YMCA福祉会	中区常盤町1丁目7番地
笹野台地域ケアプラザ (旭区笹野台二丁目)	社会福祉法人秀峰会	旭区下川井町360番地
日吉本町地域ケアプラザ (港北区日吉本町四丁目)	社会福祉法人緑峰会	港北区新吉田町6,051番地
鴨居地域ケアプラザ (緑区鴨居五丁目)	社会福祉法人清光会	保土ヶ谷区上菅田町1,723番地の1
たまプラーザ地域ケアプラザ (青葉区新石川二丁目)	社会福祉法人緑成会	青葉区鉄町2,075番地の3
深谷俣野地域ケアプラザ (戸塚区深谷町)	社会福祉法人聖母会	東京都新宿区中落合2丁目5番1号

(指定期間) 4年4月1日～9年3月31日

市第 40 号議案

地域ケアプラザ及び地区センターの指定管理者の指定

(名 称) 都田地域ケアプラザ及び都田地区センター
(都筑区東方町)
(指定管理者) 社会福祉法人秀峰会 (旭区下川井町360番地)
(指 定期間) 都田地域ケアプラザ及び都田地区センターの供用開始の日～9年3月31日

市第 41 号議案

福祉保健活動拠点の指定管理者の指定

(名 称) 西区福祉保健活動拠点 (西区高島二丁目)
(指定管理者) 社会福祉法人横浜市西区社会福祉協議会
(西区高島二丁目7番1号)
(指 定期間) 4年4月1日～9年3月31日

市第 42 号議案

精神障害者生活支援センターの指定管理者の指定

(名 称) 鶴見区精神障害者生活支援センター (鶴見区豊岡町)
(指定管理者) 社会福祉法人横浜市社会事業協会
(泉区下飯田町355番地)
(指 定期間) 4年4月1日～14年3月31日

9 契 約 の 締 結 (8件)

市第 43 号議案

本牧市民プール再整備事業契約の締結

(契約目的) 本牧市民プールの設計、建設、工事監理、維持管理、修繕及び運営
(履行場所) 中区本牧元町58番地の41 ほか
(契約金額) 2,593,422,768円 (契約期間) 15年3月31日まで
(契約相手) 本牧ベイパーク株式会社 (関係議案) 市第33号議案

市第 44 号議案

横浜美術館改修工事 (建築工事) 請負契約の締結

内部改修工事、外部改修工事 各一式
(工事場所) 西区みなとみらい三丁目4番地の1
(契約金額) 4,287,800,000円 (完成期限) 5年8月31日
(契約相手) 清水・小俣・三木建設共同企業体

市第 45 号議案

横浜美術館改修工事 (電気設備工事) 請負契約の締結

動力設備工事、電灯設備工事、防災その他設備工事 各一式
(工事場所) 西区みなとみらい三丁目4番地の1
(契約金額) 1,927,970,000円 (完成期限) 5年8月31日
(契約相手) 共栄・シンデン・矢口建設共同企業体

市第 46 号議案

横浜美術館改修工事 (空気調和設備工事) 請負契約の締結

空気調和設備工事、自動制御設備工事、撤去工事 各一式
(工事場所) 西区みなとみらい三丁目4番地の1
(契約金額) 2,181,300,000円 (完成期限) 5年8月31日
(契約相手) 川本工業・ヨコレイ・関東設備建設共同企業体

<p>市第 47 号議案 横浜市中心卸売市場本場青果部施設整備工事（第 1 工区建築工事）請負契約の締結</p>	<p>鉄骨造 2 階建 2 棟 （工事場所） 神奈川県橋本町 1 丁目 1 番地の 1 （契約金額） 2,106,500,000円 （完成期限） 5 年 12 月 15 日 （契約相手） 渡辺・根本建設共同企業体</p>
<p>市第 48 号議案 上菅田笹の丘小学校建替工事及び上菅田笹の丘コミュニティハウス（仮称）新築工事（建築工事）請負契約の締結</p>	<p>鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 4 階建 1 棟、水泳プール 一式 （工事場所） 保土ヶ谷区上菅田町 134 番地の 1 （契約金額） 2,728,000,000円 （完成期限） 5 年 3 月 31 日 （契約相手） 松尾・風越・石井建設共同企業体</p>
<p>市第 49 号議案 都岡小学校校舎建替工事（建築工事）請負契約の締結</p>	<p>鉄筋コンクリート造 3 階建 1 棟 （工事場所） 旭区都岡町 4 番地の 1 （契約金額） 1,397,000,000円 （完成期限） 5 年 2 月 28 日 （契約相手） 小俣・サカクラ建設共同企業体</p>
<p>市第 50 号議案 汐見台小学校建替工事（建築工事）請負契約の締結</p>	<p>鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 3 階建 1 棟 （工事場所） 磯子区汐見台 3 丁目 6 番地の 1 （契約金額） 2,517,900,000円 （完成期限） 5 年 6 月 30 日 （契約相手） 戸田・京急・土志田建設共同企業体</p>

市報第11号 訴えの提起の専決処分報告

専決 年月日	事件名	被告等	訴訟物の 価額	訴えの要旨
3.4.26	横浜地方裁判所 令和3年(ワ) 第1627号損害賠償請求事件	中区山下町194 番地 株式会社WE POWER	円 4,506,300	被告に対し、債務不履行による損害賠償として、契約に基づき被告が暫定歩行者用通路に設置した街路灯に係る撤去費用相当額4,506,300円及びこれに対する令和2年9月1日から支払済みに至るまでの年3パーセントの割合による遅延損害金を支払うことを求める。
3.7.7	神奈川簡易裁判所 令和3年(ハ) 第470号特別定額給付金返還請求事件	市内在住者 (60歳代)	100,000	被告に対し、他の世帯員が受給したことにより支給が重複することとなった特別定額給付金100,000円及びこれに対する令和2年9月19日から支払済みに至るまでの年3パーセントの割合による遅延損害金を支払うことを求める。
同	神奈川簡易裁判所 令和3年(ハ) 第486号特別定額給付金返還請求事件	市内在住者 (40歳代)	300,000	被告に対し、他の世帯員が受給したことにより支給が重複することとなった特別定額給付金300,000円及びこれに対する令和2年11月17日から支払済みに至るまでの年3パーセントの割合による遅延損害金を支払うことを求める。

別 紙

同	神奈川簡易裁判所令和3年(ハ)第512号特別定額給付金返還請求事件	市外在住者 (20歳代)	200,000	被告に対し、他の世帯員が受給したことにより支給が重複することとなった特別定額給付金200,000円及びこれに対する令和2年11月17日から支払済みに至るまでの年3パーセントの割合による遅延損害金を支払うことを求める。
同	保土ヶ谷簡易裁判所令和3年(ハ)第233号特別定額給付金返還請求事件	市内在住者 (40歳代)	100,000	被告に対し、他の世帯員が受給したことにより支給が重複することとなった特別定額給付金100,000円及びこれに対する令和2年11月17日から支払済みに至るまでの年3パーセントの割合による遅延損害金を支払うことを求める。
同	鎌倉簡易裁判所令和3年(ハ)第151号特別定額給付金返還請求事件	市内在住者 (40歳代)	400,000	被告に対し、他の世帯員が受給したことにより支給が重複することとなった特別定額給付金400,000円及びこれに対する令和2年11月20日から支払済みに至るまでの年3パーセントの割合による遅延損害金を支払うことを求める。

市第 25 号議案 横浜市建築基準条例の一部改正

1 趣旨

昨今の社会情勢の変化を受け、既存建築物の用途を変更して有効活用するニーズが高まっています。

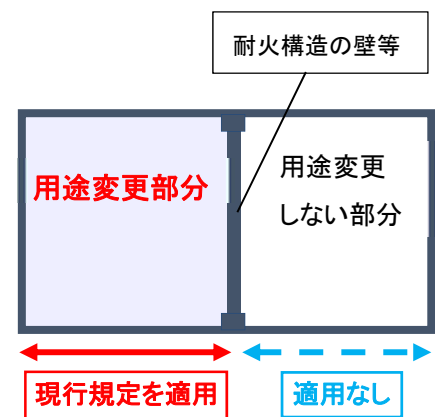
横浜市建築基準条例では、建築基準法による制限に加えてより厳しい規定を定めています。これらの規定の改正により規定に適合しなくなった既存不適格建築物については、その一部を用途変更する際に建築物全体に現行規定の条例が適用されるため、その改修の負担の大きさから用途変更を諦めてしまう状況が生じています。

そこで、用途変更に関する部分のみに現行規定を適用できるよう条例を見直し、建築物の有効活用の促進を図ります。

2 条例の改正概要

既存不適格建築物の用途変更に伴い現行規定に適合させなければならない範囲については、法令の考え方を踏まえて規定します。

例えば、建築物の廊下・階段・出口などの避難に関する規定については、用途変更部分と他の部分とを耐火構造の壁等で区画することによって、別々の建築物とみなし、右図のように用途変更部分に限定して現行規定を適用することとします。



3 意見募集結果

令和3年6月1日から令和3年6月30日まで意見募集を行いました。その結果、4件（賛成意見2件、その他ご質問等2件）のご意見をいただきました。

賛成意見2件の概要は、以下の通りです。

- ・時代の変化やポストコロナを踏まえ、既存建築物の利活用は急務ですが、現行の条例では困難なことが多くなっています。今回の条例改正で用途変更しやすくなることに賛成です。今後の社会情勢の変化に応じて、更なる合理化が進むことを期待します。
- ・今回の改正に関して賛同します。

4 施行日

公布の日

Ⅱ 予算議案

件名	概要	要
1 繰越計算書等報告（3件）		
市報第16号 令和2年度横浜市繰越明許費繰越計算書報告	地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく繰越明許費繰越計算書報告 一般会計 64事業 総額 30,688,094千円 特別会計 15事業 総額 10,761,390千円	
市報第17号 令和2年度横浜市事故繰越し繰越計算書報告	地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づく事故繰越し繰越計算書報告 一般会計 17事業 総額 1,993,477千円 特別会計 3事業 総額 468,200千円	
市報第18号 令和2年度横浜市公営企業会計予算の繰越額使用計画の報告	地方公営企業法第26条第3項の規定に基づく下水道事業会計、埋立事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、自動車事業会計及び高速鉄道事業会計の各予算繰越額の使用計画の報告 6会計 総額 37,796,510千円	
2 地方自治法第179条に基づく専決処分報告（2件）		
市報第19号 令和3年度横浜市一般会計補正予算（第3号）についての専決処分報告	歳入歳出予算補正 補正額 1,809,817千円 （専決年月日）令和3年7月6日	
市報第20号 令和3年度横浜市一般会計補正予算（第4号）についての専決処分報告	歳入歳出予算補正 補正額 99,977千円 （専決年月日）令和3年8月13日	
3 補正予算（1件）		
市第51号議案 令和3年度横浜市一般会計補正予算（第5号）	歳入歳出予算補正 補正額 39,028,834千円 ほか債務負担行為補正、市債補正	

令和3年度一般会計補正予算(第3号)についての専決処分報告

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯への支援金の支給に係る所要額について、市長専決処分により補正しました。

【歳入歳出予算補正】

一般会計 1 事業 1,810 百万円

歳入歳出予算補正

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業 1,810 百万円【国費】

【健康福祉局】

<補正内容>

国の「緊急事態宣言の延長を踏まえた生活困窮者への追加支援について」(令和3年5月)を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により生活に困窮している世帯に対して、新たな支援金を支給するための経費を補正しました。

当該支援金の申請期限が11月30日*までと定められており、この中で可能な限り早期に支援金を支給するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年7月6日に専決処分により補正を行いました。

このため、同条3項の規定に基づき、令和3年第3回市会定例会で専決処分について報告を行い、承認を求めます。

※ 「『新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について』の一部改正について」(令和3年8月)により、申請期限が8月31日から11月30日に延長

・対象者：以下ア～エをすべて満たす世帯

ア 総合支援資金を借入れている世帯

- ①申請月までに総合支援資金の再貸付最終借入月を迎えている者
- ②再貸付申請が不承認となった者

イ 世帯収入が次の①、②の合計額を超えていない世帯

- ①市民税の均等割が非課税となる収入額の1/12
- ②生活保護の住宅扶助基準額

※1人世帯136,000円、2人世帯192,000円、3人世帯240,000円

ウ 申請日における世帯の資産合計額が基準額以下の世帯

※1人世帯504,000円、2人世帯780,000円、3人以上世帯1,000,000円

エ ハローワークでの職業相談などの求職活動を行うこと、または、生活保護の申請中であること

・支給額(月額)：1人世帯60,000円、2人世帯80,000円、3人以上世帯100,000円

・支給期間：3か月間

・スケジュール：7月8日受付開始 11月30日受付終了

参考：地方自治法(抜粋)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 前項の場合において、条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない。

令和3年度一般会計補正予算(第4号)についての専決処分報告

磯子区選出議員の辞職に伴い執行される市議会議員磯子区選挙区補欠選挙に係る所要額について、市長専決処分により補正しました。

【歳入歳出予算補正】

一般会計

1 事業

100 百万円

歳入歳出予算補正 市議会議員選挙費 100百万円 [一般財源 (前年度繰越金)]

【選挙管理委員会事務局】

<補正内容>

磯子区選出議員の辞職に伴い執行される市議会議員磯子区選挙区補欠選挙について、選挙準備を早急に行う必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年8月13日に専決処分により補正を行いました。

このため、同条第3項の規定に基づき、令和3年第3回市会定例会で専決処分について報告を行い、承認を求めます。

- ・ 告 示 日：令和3年9月17日（金）
- ・ 投・開票日：令和3年9月26日（日）

財源については、令和2年度決算剰余金（5,389百万円）の2分の1にあたる、前年度繰越金（2,695百万円）の一部を充当しました。

参考：地方自治法（抜粋）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 前項の場合において、条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない。

令和3年度9月補正予算案の概要

9月補正予算案では、「新型コロナウイルスワクチン接種への対応」や「検査体制の強化」、「市内飲食店の利用促進」等、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた迅速な対応が必要な事業や、国の当初認証に合わせた必要な事業を補正します。

また、市民生活の安全・安心や市内経済活性化に支障を生じさせないことを基本にしつつ、情勢の変化により執行を休止等した事業の減額補正など、必要な歳入歳出予算補正等を実施します。

【歳入歳出予算補正】

一般会計	36 事業	39,029 百万円
------	-------	------------

【債務負担行為補正】

予算外義務負担の追加	1 件（一般会計	1 件）
変更	3 件（一般会計	3 件）

※各項目で四捨五入等を行っているため、合計が一致しない場合があります。

1. 一般会計歳入歳出予算補正

(1) 新型コロナウイルス感染症緊急対策補正 **9 事業 37,263 百万円**

ア 新型コロナウイルスワクチン接種事業 **29,280 百万円〔国費〕**

高齢者などに続き、64歳以下の市民へのワクチン接種を推進するため、所要の対応を行います。

◆ワクチン接種スケジュールの概要

・接種種類別：

集団 5月17日～12月中旬 **大規模** 6月6日～7月31日 **個別** 5月24日～8月16日～12月5日

・接種対象：満12歳以上

・個別通知：満12歳以上の市民に発送済み

◆実施概要

①医療機関等との連携による接種体制構築 **16,926 百万円**

ア 集団接種／大規模接種 **12,768 百万円**

・実施方法：**集団**市医師会等に接種にかかる人員の確保、予診、接種等運営全般を委託
大規模市立大学2病院、市立病院、地域中核病院、市病院協会、市薬剤師会等の協力により予診・接種にかかる人員を確保

・実施場所：**集団**5月から9月まで最大33施設、10月から12月中旬まで18施設
大規模横浜ハンマーヘッド CIQ ホール

・実施期間：**集団**12月中旬まで
大規模12月5日まで

イ 個別接種 4,146 百万円

- ・実施方法：市内医療機関において予診、接種等を実施
- ・実施場所：1,900 か所（予定）
- ・医療機関への協力金（接種実施を公表している医療機関のみ）
 - A 接種体制構築協力金：1 医療機関あたり 15 万円／月
 - B 7 月末までの高齢者接種促進協力金：3,000 円／回
 - C 8 月 1 日以降の接種促進協力金：7.5 万円／月（月 50 回以上接種）
15 万円／月（月 100 回以上接種）

ウ 訪問接種 12 百万円

- ・実施方法：外出が困難な高齢者や障害者等の自宅に協力医療機関が訪問し接種を実施
- ・医療機関への協力金：5,000 円／訪問 1 回

②接種会場等の設置・運営 10,011 百万円

- ・集団接種会場・大規模接種会場の会場確保料・利用者協力金等、設営・撤収等準備経費、運営等業務委託
- ・ワクチン配送センターの運営委託

③コールセンター体制強化等 2,343 百万円

令和 3 年 3 月 1 日から稼働しているセンターについて、回線数を増やし、接種予約・問合せへの体制をより強化することで、円滑な対応を進めます。

- ・回線数：延べ 3,680 回線 → 延べ 4,980 回線

◆補正内容

ワクチン接種体制の強化にかかる事業費を追加補正

◆予算額推移

（単位：百万円）

2 年度 2 月補正	3 年度当初予算	5 月補正	9 月補正案	2 か年計
1,603	25,027	11,048	29,280	66,958

イ 検査体制強化事業（新型コロナウイルス感染症対策事業）

3,308 百万円〔国費 948 県費 1,080 一般財源 1,280〕

現下の感染状況を踏まえ、引き続き、必要な感染症対策を実施します。

◆実施概要

①行政検査公費負担 1,532 百万円

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、行政検査として実施する PCR 検査、抗原検査に係る費用の自己負担額を公費で負担します。

- ・件数見込：約 50,000 件／月

②検査患者受入医療機関支援 300 百万円

診療所等に対する行政検査の実施支援を継続することで、市民が身近な医療機関で PCR 検査等を受けられる体制を維持します。

- ・支援金：検査実人数に応じて 10～30 万円／月
- ・実施箇所数：389 医療機関（7 月末時点）

③簡易検体採取所の設置および運営 346 百万円

医療機関などでの検査だけでなく、ドライブスルー方式による検体採取を継続します。

- ・設置箇所数：市内 8 か所
- ・対象者：検査が必要と判断された次の患者のうち自家用車等で設置場所まで来ることができる方
 - A 医師の診察の結果、感染が強く疑われる方
 - B 感染症コールセンター、または区に相談された方のうち感染が疑われる方
- ・検査数：1,280 件／月

④衛生研究所による検体検査 28 百万円

帰国者・接触者外来等で採取した検体の検査を行うとともに、陽性となった検体の変異株スクリーニング検査及び変異解析を行います。

- ・検査件数見込：検体検査 11,100 件（年間）
変異株スクリーニング検査及び変異解析 1,300 件（年間）

⑤その他 1,102 百万円

- ア コールセンターの運営継続：最大 80 回線、24 時間相談受付
- イ 会計年度任用職員の雇用：100 人（事務職 50 人、看護職 50 人）
- ウ 人材派遣：125 人（事務職 45 人、看護職 80 人）

◆補正内容

新型コロナウイルス感染症対策にかかる事業費を追加補正

ウ 外来受診体制等強化事業（新型コロナウイルス感染症対策事業）

1,780 百万円〔国費 752 県費 9 一般財源 1,019〕

現下の感染状況を踏まえ、引き続き発熱患者等の受診機会を確保するため、外来受診体制を維持します。

◆実施概要

①医療費公費負担 836 百万円

- ・対象者：『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律』に基づく、保健所の入院勧告により入院した患者
- ・件数見込：1,000 件／月

②帰国者・接触者外来の設置および運営 803 百万円

帰国者・接触者外来の開設医療機関に対し、患者受入件数に応じた支援を継続します。

- ・開設数：14 か所
- ・支援金：市保健所の依頼により診察を行った外来患者 1 人あたり 2 万円
- ・件数見込：8,200 人

③休日夜間における診療体制の強化 142 百万円

各区休日急患診療所及び夜間急病センターでの休日夜間の発熱患者対応を継続します。

- ・対応時間等：休日急患診療所（各区 1 か所）日曜・祝日 10 時（一部 9 時）～16 時
夜間急病センター（市内 3 か所）土・日・祝日 20～24 時

◆補正内容

外来受診体制強化にかかる事業費を追加補正

エ クラスタ予防対策強化事業（新型コロナウイルス感染症対策事業）

491 百万円〔国費 238 一般財源 254〕

現下の感染状況を踏まえ、引き続き、クラスタ予防・対策チーム（Y-AEIT*）によるクラスタの発生防止、早期収束を図ります。

※Y-AEIT：医療機関や高齢者施設等で施設内感染が確認された際、早期に立入調査し、PCR 検査や感染経路の究明、感染拡大防止の指導等を行う。

◆実施概要

- ・Y-AEIT の構成：感染症や公衆衛生を専門とする医師・保健師・保健所職員等
- ・検体採取想定：最大 6,000 検体／月

◆補正内容

クラスタ予防対策にかかる事業費を追加補正

入院治療を必要とする陽性患者等の円滑な受入れを促進するため、入院患者を受け入れた医療機関に支援金を支給します。

◆実施概要

①令和2年度下半期及び令和3年度上半期

- ・対象医療機関：陽性患者等の積極的な受入れについて、市と協定を締結した医療機関
- ・対象者：A 陽性患者 B 発熱等疑似症患者
- ・支援額：A 30,000 円（入院1日当たり） B 28,500 円（患者1人当たり）

②令和3年度下半期

- ・対象医療機関：陽性患者等の積極的な受入れについて、市と協定を締結した医療機関
- ・対象者：A 陽性患者 B 発熱等疑似症患者
- ・支援額：A 200,000 円（患者1人当たり） B 1,000,000 円（1病院四半期当たり）

◆補正内容

患者受入の促進にかかる事業費を補正

救急隊員等の感染防止対策の徹底を図り、救急搬送を着実に実施するため、感染防止衣の必要数量を追加調達するとともに、感染性廃棄物の処理委託経費を増額します。

◆実施概要

- ・感染防止衣の調達 : 29 百万円（上衣1万9千着、下衣1万7千着）
- ・感染性廃棄物処理委託：17 百万円

◆補正内容

感染防止対策にかかる事業費を補正

コロナ禍の影響を受けている文化芸術活動の持続化及び市内経済の活性化を図るため、引き続き、文化芸術公演等に対する支援を実施します。

◆実施概要

- ・対象者：文化芸術企画の主催者等
- ・対象事業：令和3年10月～12月に実施されるリアルな文化芸術活動（集客を伴う有料公演・展示）
- ・対象経費：感染症対策費、会場費
- ・補助額（上限）：定員1,000人以上・・・100万円
定員300人～999人・・・15万円
定員150人～299人・・・10万円
- ・想定件数：約320件
- ・スケジュール：10月上旬～ 申請受付開始、順次補助金交付

◆補正内容

文化芸術活動に対する補助金を補正

コロナ禍の影響による経済活動の収縮を防ぎ、市内経済の活性化を図るため、引き続き「新しい生活様式」に対応したMICE開催を進めている主催者を支援します。

◆実施概要

- ・補助内容：安全・安心なMICE（会場開催及び会場とオンラインを併用したハイブリッド形式）開催に必要な経費を助成
- ・対象者：市内でMICEを開催する主催者
- ・対象期間：令和3年10月～4年3月
- ・対象経費：会場費、ハイブリッド会議開催費、感染症予防対策経費等
- ・補助率：1/2（上限3,000千円）
- ・想定件数：約185件
- ・スケジュール：9月 募集開始、10月 交付開始予定

◆補正内容

MICE開催にかかる開催経費や感染症対策経費等に対する補助金を補正

ワクチン接種の進展に合わせて高まることが想定される外出需要や消費意欲を、市内の飲食店や商店街等での消費につなげるため、市内の消費促進に向けた取組を実施します。

◆実施概要

①レシートを活用した市内飲食店利用促進事業（230 百万円）

コロナ禍での時短営業・休業等への協力要請に協力いただき、厳しい経営状況にある飲食店を支援するため、「レシートを活用したポイント還元やキャッシュバック等による市内飲食店の利用促進キャンペーン」を実施します。

- ・ 実施内容：スマホアプリなどを活用して、市内飲食店で発行されたレシートの利用金額に応じたポイント還元やキャッシュバック等を行うキャンペーンを実施。
- ・ 対象店舗：市内飲食店のうち、次の要件を全て満たす店舗
 - ・ 食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた店舗
 - ・ 県の「感染防止対策取組書（業種：飲食店等）」が掲示されている店舗
 - ・ 印字レシート（店名・住所の記載されているもの）を発行できる店舗
- ・ ポイント還元等の概要：還元額…レシート記載の利用金額の5%
上限額…1人当たり1万円（利用金額としては20万円）
事業効果額：40億円
- ・ 実施時期：受託事業者決定：令和3年10月～11月
キャンペーン実施：令和3年12月～4年2月

②地域経済活性化事業（20 百万円）

地域の実情に応じた、きめ細かな消費促進策を実施するため、地域のニーズを踏まえた新たな施策を実施する場合に、必要となる経費を支援します。

- ・ 実施内容：地域のニーズを踏まえた新たな消費促進策（例：区内の魅力的な店舗・商品等のPRや商店街等が開催するイベント等）に対する支援
- ・ 実施時期：令和3年10月～4年3月

◆補正内容

市内消費促進に向けた取組にかかる事業費を補正

ア 文化施設整備事業 500百万円〔国費200 市債300〕

国庫補助事業の認証が当初予算に比べ増額となったことに伴い、港北区民文化センター(仮称)の床取得費について、事業費を追加します。

◆補正内容

港北区民文化センター(仮称)の事業費を補正

イ エキサイトよこはま22推進事業 740百万円〔国費296 市債444〕

国庫補助事業の認証が当初予算に比べ増額となったことに伴い、「横浜駅西口駅前広場整備事業」の屋根整備について、事業費を追加します。

◆補正内容

中央西口駅前広場及びきた西口駅前広場にかかる整備費を補正

ウ みなとみらい21関連公共施設整備事業 1,029百万円〔国費412 市債617〕

国庫補助事業の認証が当初予算に比べ増額となったことに伴い、みなとみらい21地区における(仮称)高島水際線デッキ等の整備について、事業費を追加します。

◆補正内容

(仮称)高島水際線デッキ等にかかる整備費を補正

エ 本牧ふ頭再整備事業 144百万円〔国費72 市債72〕

国庫補助事業の認証が当初予算額と比べ増額となったことに伴い、本牧ふ頭の岸壁補修工事等について、事業費を追加します。

◆補正内容

本牧ふ頭B突堤岸壁にかかる整備費を補正

オ 大黒ふ頭自動車専用船岸壁改良事業 152百万円〔国費51 一般財源101〕

国庫補助事業の認証が当初予算額と比べ増額となったことに伴い、大黒ふ頭自動車専用船岸壁の泊地浚渫工事について、事業費を追加します。

◆補正内容

大黒ふ頭T5～T8岸壁にかかる泊地浚渫工事費を補正

カ 新港歩行者デッキ整備事業 100百万円〔国費50 市債50〕

国庫補助事業の認証が当初予算額と比べ増額となったことに伴い、新港地区における回遊性向上のための歩行者デッキの整備について、事業費を追加します。

◆補正内容

新港歩行者デッキにかかる整備費を補正

新型コロナウイルス感染症拡大を受けた緊急的な対応による事業の休止や既存予算の事業進捗や執行状況などを踏まえ、令和3年度当初予算計上額からの減額補正を実施します。

■ 財政総務費	▲3 百万円
＜事務費の執行抑制など見直しによる備品購入費等の減に伴う減額＞	
■ 保有土地等活用検討費	▲4 百万円
＜事業者公募にかかる分析等業務委託の執行残による委託料の減に伴う減額＞	
■ 納税通知書作成発送等定期課税事務費	▲10 百万円
＜定期課税事務にかかる印刷帳票類の数量精査等による印刷製本費の減に伴う減額＞	
■ スポーツ施設管理運営事業	▲194 百万円
＜天井改修等工事の工程変更による工事費等の減に伴う減額＞	
■ スポーツ国際交流事業	▲6 百万円
＜日韓ジュニアサッカー交流事業等の中止による委託料等の減に伴う減額＞	
■ 港南区総合庁舎整備事業	▲8 百万円
＜測量委託の実施取り止めによる委託料の減に伴う減額＞	
■ 区庁舎等耐震性強化事業	▲191 百万円
＜天井改修等工事の工程変更による工事費等の減に伴う減額＞	
■ コミュニティハウス整備事業	▲98 百万円
＜整備スケジュール等の変更による床取得費等の減に伴う減額＞	
■ シティプロモーション事業	▲10 百万円
＜プロモーション手法の見直しによる委託料の減に伴う減額＞	
■ 大型国際会議等誘致・支援事業	▲1 百万円
＜事務事業の縮小による旅費等の減に伴う減額＞	
■ M I C E 誘致・開催支援事業	▲58 百万円
＜ハマフェスの中止等による負担金等の減に伴う減額＞	
■ 送迎保育ステーション事業	▲15 百万円
＜利用者数の減による経過措置の終了に伴う減額＞	
■ 地域ケアプラザ整備事業	▲152 百万円
＜整備スケジュール等の変更による床取得費等の減に伴う減額＞	
■ ガーデンシティ事業	▲5 百万円
＜ローズ&ガーデンマーケットの中止による負担金の減に伴う減額＞	
■ 公園・施設別管理運営事業	▲20 百万円
＜公園公開時期の延期等による委託料の減に伴う減額＞	
■ 市営住宅整備事業	▲22 百万円
＜ひかりが丘住宅住戸改善事業における入札残による工事費等の減に伴う減額＞	

■横浜高速鉄道株式会社助成費(こどもの国線運営費) ＜線路使用料の精査による補助金の減に伴う減額＞	▲17 百万円
■都市施設等管理費 ＜天井改修工事の設計を踏まえた減に伴う減額＞	▲12 百万円
■エキサイトよこはま 22 推進事業 ＜デッキ整備にかかる検討時期の延期による委託料等の減に伴う減額＞	▲40 百万円
■みなとみらい 21 地区施設管理事業 ＜クイーンモール等管理運営業務の執行残による委託料の減に伴う減額＞	▲10 百万円
■国際コンテナ戦略港湾推進事業 ＜コンテナ貨物集貨事業にかかる負担金等の減に伴う減額＞	▲24 百万円

2. 9月補正予算案で活用する一般財源と市債

(1) 一般財源 4,825 百万円

今回の補正予算案で必要となる一般財源は、減額補正により捻出した一般財源(232 百万円)を控除した後の総額で 4,825 百万円です。これについては、次の通り活用します。

- ・前年度繰越金：1,390 百万円(令和2年度一般会計決算剰余金の1/2(2,695 百万円)のうち、市長専決処分(補正予算:第4号)で活用した100 百万円を除く、2,595 百万円の一部)
- ・新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金：3,435 百万円(活用可能額：6,898 百万円)

(参考) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の状況

(単位：百万円)

単独/補助	交付限度額 A	予算計上額 B	執行見込額 C	差引 A-B	差引 A-C
地方単独事業分	32,478	34,613	32,001	▲2,135	477
国庫補助事業分	※ 9,887	7,287	5,646	2,600	4,241
事業者支援分	2,180	—	—	2,180	2,180
計	44,545	41,900	37,647	2,645	6,898

※ 国庫補助事業分の令和3年度交付限度額については、今後国から通知予定

(2) 市債 915 百万円

今回の補正予算案では、国の認証増に伴う公共事業補正などにより、915 百万円の市債発行を計上しています。これについては、令和2年度決算の発行残(3,239 百万円)を活用します。

(今回の補正額を加えた、令和3年度の市債活用額：1,727 億円)

3. 債務負担行為補正（予算外義務負担の追加・変更）

（1）一般会計

ア 新たに予算外義務負担の設定を行うもの

事 項	期 間	限度額
西柴地域ケアプラザ（仮称）及び西柴コミュニティハウス（仮称）用床取得に係る予算外義務負担	令和4年度	300百万円

【設定理由】

令和4年度の床取得にかかる予算外義務負担を新たに設定します。

イ 予算外義務負担の変更を行うもの

事 項	期 間	限度額	
青葉公会堂及び青葉スポーツセンター天井改修等工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和4年度	変更前	320百万円
		変更後	510百万円

事 項	期 間	限度額	
栄公会堂及び栄スポーツセンター天井改修等工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和4年度	変更前	230百万円
		変更後	390百万円

【変更理由】

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種会場として使用したことに伴う天井改修等工事にかかる工程の見直しにより、年度ごとの出来高変更が生じるため、予算外義務負担の限度額を変更します。

事 項	期 間	限度額	
末吉橋架替工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和元年度から 令和10年度まで	変更前	5,000百万円
		変更後	5,800百万円

【変更理由】

末吉橋架替工事について、施工に支障となる地中埋設物を撤去する工事を追加で実施するため、予算外義務負担の限度額を変更します。

◆添付資料

資料 令和3年度9月補正予算案について《総括表》

令和3年度9月補正予算案について 《総括表》

資料

1 歳入歳出予算補正

一般会計

(1) 新型コロナウイルス感染症緊急対策補正

(単位：百万円)

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
文化	芸術文化支援事業	49	0	0	0	0	49
文化	M I C E 誘致・開催支援事業	300	0	0	0	0	300
経済	市内飲食店等消費促進事業	250	0	0	0	0	250
健福	検査体制強化事業 (新型コロナウイルス感染症対策事業)	3,308	948	1,080	0	0	1,280
健福	外来受診体制等強化事業 (新型コロナウイルス感染症対策事業)	1,780	752	9	0	0	1,019
健福	クラスター予防対策強化事業 (新型コロナウイルス感染症対策事業)	491	238	0	0	0	254
健福	新型コロナウイルスワクチン接種事業	29,280	29,280	0	0	0	0
医療	重症・中等症患者等入院受入奨励事業	1,759	0	0	0	0	1,759
消防	救急活動費	46	0	0	0	0	46
緊急対策補正 (9事業) 小計		37,263	31,217	1,089	0	0	4,956

(2) 国の認証に合わせた補正

(単位：百万円)

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
文化	文化施設整備事業	500	200	0	0	300	0
都市整備	エキサイトよこはま22推進事業	740	296	0	0	444	0
都市整備	みなとみらい21関連公共施設整備事業	1,029	412	0	0	617	0
港湾	本牧ふ頭再整備事業	144	72	0	0	72	0
港湾	大黒ふ頭自動車専用船岸壁改良事業	152	51	0	0	0	101
港湾	新港歩行者デッキ整備事業	100	50	0	0	50	0
国の認証に合わせた補正 (6事業) 小計		2,665	1,080	0	0	1,483	101

(3) 情勢の変化等を踏まえた減額補正

(単位：百万円)

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
財政	財政総務費	▲ 3	0	0	0	0	▲ 3
財政	保有土地等活用検討費	▲ 4	0	0	▲ 2	0	▲ 2
財政	納税通知書作成発送等定期課税事務費	▲ 10	0	0	0	0	▲ 10
市民	スポーツ施設管理運営事業	▲ 194	▲ 24	0	0	▲ 149	▲ 21
市民	スポーツ国際交流事業	▲ 6	0	0	0	0	▲ 6
市民	港南区総合庁舎整備事業	▲ 8	0	0	0	0	▲ 8
市民	区庁舎等耐震性強化事業	▲ 191	▲ 27	0	0	▲ 159	▲ 5
市民	コミュニティハウス整備事業	▲ 98	0	0	0	▲ 91	▲ 7
文化	シティプロモーション事業	▲ 10	0	0	0	0	▲ 10
文化	大型国際会議等誘致・支援事業	▲ 1	0	0	0	0	▲ 1
文化	M I C E 誘致・開催支援事業	▲ 58	▲ 30	0	0	0	▲ 28
こ青	送迎保育ステーション事業	▲ 15	▲ 7	0	0	0	▲ 8
健福	地域ケアプラザ整備事業	▲ 152	0	0	0	▲ 144	▲ 8
環創	ガーデンシティ事業	▲ 5	0	0	0	0	▲ 5
環創	公園・施設別管理運営事業	▲ 20	0	0	0	0	▲ 20
建築	市営住宅整備事業	▲ 22	▲ 8	0	0	▲ 13	▲ 1
都整	横浜高速鉄道株式会社助成費 (こどもの国線運営費)	▲ 17	0	0	0	0	▲ 17
都整	都市施設等管理費	▲ 12	0	0	0	▲ 12	0
都整	エキサイトよこはま22推進事業	▲ 40	0	0	0	0	▲ 40
都整	みなとみらい21地区施設管理事業	▲ 10	0	0	0	0	▲ 10
港湾	国際コンテナ戦略港湾推進事業	▲ 24	0	0	0	0	▲ 24
減額補正(21事業) 小計		▲ 899	▲ 97	0	▲ 2	▲ 568	▲ 232
		補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
一般会計(36事業) 合計		39,029	32,201	1,089	▲ 2	915	4,825

※「一般財源」欄は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(3,435百万円)を含んだ数値

(単位：百万円)

【参考】3年度予算額の推移	事業費	国費	県費	その他	市債	一般財源
当初予算	2,007,261	377,288	94,186	332,310	93,790	1,109,687
3月専決	1,822	1,822	—	—	—	—
5月補正	14,685	14,180	50	—	—	454
7月専決	1,810	1,810	—	—	—	—
8月専決	100	—	—	—	—	100
9月補正	39,029	32,201	1,089	▲ 2	915	4,825
現計予算	2,064,706	427,301	95,325	332,309	94,705	1,115,066

2 債務負担行為補正

一般会計

(単位：百万円)

局名	名称・設定期間	限度額	国費	県費	その他	市債	一般財源
健福	西柴地域ケアプラザ（仮称） 及び西柴コミュニティハウス （仮称）用床取得に係る予算 外義務負担	R 4 300	0	0	0	289	11
市民	青葉公会堂及び青葉スポーツ センター天井改修等工事請負 契約の締結に係る予算外義務 負担	補正前 R 4 320	0	0	0	319	1
		補正後 510	18	0	0	481	11
市民	栄公会堂及び栄スポーツセン ター天井改修等工事請負契約 の締結に係る予算外義務負担	補正前 R 4 230	0	0	0	229	1
		補正後 390	30	0	0	357	3
道路	末吉橋架替工事請負契約の締 結に係る予算外義務負担	補正前 R元～R10 5,000	1,265	0	2,700	1,031	4
		補正後 5,800	1,485	0	3,101	1,210	5